

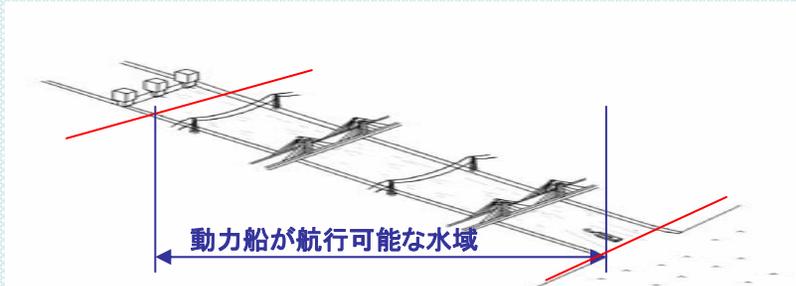
大規模停電対策フォローアップについて

河川における船舶の航行ルールを具体化

河川法第28条に基づく「**河川における船舶の通航方法の指定等についての準則**」(H10.6事務次官通達)を運用して、**送電線等の横断工作物への支障を与えない通航方法を指定する通達を河川管理者に発出**

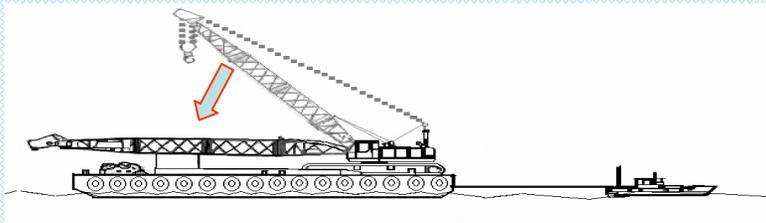
河川ごとに

○**区域＝動力船が航行可能な水域**



○**通航方法の指定**

- ✓動力船は河川管理施設や送電線等の横断工作物に接触、損傷等の支障を与えないよう努めなければならない。
- ✓出航前に送電線等の位置や高さ等の情報入手、作業現場以外ではクレーンを格納固定等
- ✓事故等を起こした場合河川管理者に届け出る。



○**船舶の航行が頻繁な河川から順次指定**

船舶航行者等への河川・港湾における横断工作物の情報提供の具体化

河川・港湾における船舶航行者への高さ制限などの情報提供

全国の一級水系、二級水系の河川及び港湾・開発保全航路において、動力船が航行可能な区間に設置されている**横断工作物の名称、位置、高さのリスト**と、**簡略図を横断工作物情報図**として作成

横断工作物情報図は、**全国の河川を管理する河川事務所及び港湾事務所等で必要とする者に配布**

- 一級水系は、本日から配布
- 二級水系については4月下旬配布予定
- 港湾及び開発保全航路は、本日から配布

平成19年3月31日現在

| 河川 | 全水系数 | 航行可能水系数 | 横断工作物数 | うち送電線 |
|------|---------|---------|--------|-------|
| 一級水系 | 109水系 | 104水系 | 6,074 | 1,708 |
| 二級水系 | 2,832水系 | 383水系 | 2,667 | 539 |

※二級河川については、暫定値

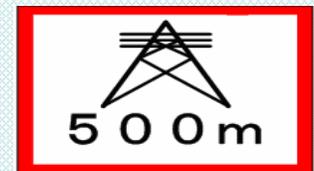
| 港湾・開発保全航路 | 港湾・航路数 | 横断工作物数 | うち送電線 |
|------------|--------|--------|-------|
| 港湾(重要港湾以上) | 128 | 1,170 | 168 |
| 開発保全航路 | 16 | 35 | 5 |

→例)近畿地方整備局淀川水系(別紙参照)

送電線等の横断工作物について周知喚起する効果的な標識・掲示の設置



【上流架空施設注意】



【500m先電線注意】

※数字は例示

「河川通航標識等設置準則」(H10.6河川局長通知)に追加
また、電気事業者等もこの準則に準拠し、標識を設置できることとした。

大規模停電対策フォローアップについて

関係業団体等に対する再発防止の周知、指導徹底等

事故原因の調査・船舶職員等の教育・講習機関への指導

- ✓ 平成19年3月1日、横浜地方海難審判庁において、タグボート船長への懲戒処分、クレーン運転士及びクレーン船所有会社への勧告を内容とする**裁決を言渡**(現在第二審にて係属中)
- ✓ 海難審判による裁決言渡・原因究明の結果を踏まえ、操縦者の取るべき対応について**学習用テキストへの掲載**を検討

河川・港湾における工事情報の一般電気事業者等への情報提供

- ✓ 河川・港湾工事の発注主体は、**年度内の工事予定概要を年度当初に電気事業者**に提供するとともに、**請負者から電気事業者へ工事情報を提供**するよう指導済み (H19.4.24)

河川・港湾等関係工事における安全体制の徹底、仕様書・指針等の点検

- ✓ 河川においては、地方整備局等に対して河川工事の実施に当たり安全確保に万全を期すること、また河川区域内の工事等の許可に際して安全確保を許可申請者に指導するよう指導済み (H18.9.7)
- ✓ 港湾においては、地方整備局等に対し、安全確保のため、(社)海上起重技術協会が策定した「作業船による架空送電線接触事故防止対策指針」を参考に**関係事業者に対する指導・監督するよう指示** (H19.1.23)するとともに、**港湾工事共通仕様書に「電気事業者に対する説明の義務づけ」を追加済み** (H19.4.1)

業界団体、地方公共団体への事故防止の徹底

- ✓ 建設資機材等の輸送を伴う工事に係る事故の防止について、**建設業者101団体に対して要請済み** (H18.9.5)
- ✓ 河川及び港湾の工事関係業界団体、都道府県等に対し、横断工作物との接触事故が生じないよう**作業船の安全確保**を要請済み (H18.8.16 / H18.9.7)
- ✓ **工事許可申請に際しては横断工作物への注意喚起を徹底**することについて河川、港湾管理者に要請済み(H18.9.5 / 9.14)
- ✓ 海上工事関係者への講習研修等において、電力会社が「**感電事故の再発防止対策**」に関する講習を実施中

国土交通省業務継続計画(BCP)の策定

- ✓ 首都直下地震を想定し、大規模停電等が発生した場合でも業務継続出来るよう、**国土交通省業務継続計画を現在策定中**。継続すべき業務抽出の考え方、業務継続に必要な要員や執務環境の確保について検討したうえで、**19年6月頃を目途に計画を策定**する予定

大規模停電対策フォローアップについて

交通機関等における停電発生時の対応の見直し

①鉄 道

- ✓ 全国のJR、大手民鉄、公営地下鉄等において、隣接の鉄道変電所から電力供給を含む**運転再開に至る手順について検証を実施済み**

②航 空

- ✓ 成田、関西、中部の各空港会社及び国・地方公共団体が管理する自家発電装置について、**定期的に試運転や訓練を実施中**。また、**自家発電装置に切り替える際の操作手順や連絡体制の再点検**についても実施済み
- ✓ 空港における旅客ターミナルビルの自家発電装置等についても、同様の点検を実施するよう指導済み (H19.3.19)

③道 路

- ✓ 首都高速道路において、**自家発電設備への給電切り替えの運用手順の点検や訓練**を実施中。**無停電電源装置の補償時間の延長**を順次実施中
- ✓ 直轄国道の重要な施設における**バックアップ機能等の整備状況を把握**したうえで、バックアップ機能等の整備が必要な施設の整理を行い、各地方整備局等において整備方針を策定

④港 湾

- ✓ ターミナル借受者と協力して、停電時のトラブルを想定した**「連絡訓練」、「停電復旧(復旧機器操作確認)訓練」**を今後、**定期的に実施予定**
- ✓ ターミナル借受者において、停電時、関係各員やコンピューターシステム、ガントリークレーンのエンジニアを**迅速に招集するための緊急連絡網を作成済み**
- ✓ 停電時の応急復旧等に対応するため電気工作物保安管理者を新たに複数選任し、**連絡体制を複数体制に強化済み**

⑤エレベーター

- ✓ 関係団体において、引き続き**「停電時自動着床装置」の普及促進等の対応策を推進**

⑥下水道

- ✓ 自治体等の下水道担当者を対象とした**「全国下水道主管課長会議」**において、停電時における連絡体制の整備、教育・訓練の実施、設備の保守点検等、**下水道維持管理指針に示す措置を適切に行うように周知済み** (H18.9.13)